

【再交付のお手続き】

■注意事項

- ・ご本人以外からの申請は受けられません。
- ・ご本人が確認できる書類、現住所が確認できる書類がない場合は、受理できません。
- ・申請書を受理してから合格証の発送まで1カ月～1.5カ月程度かかります。
(年度の変わり目はさらに時間がかかる場合があります)

■必要書類

- ・申請の際には以下の内容に漏れがないか確認してから送付してください。

- ☐ 再交付申請書
- ☐ 収入印紙2,200円分（申請書に貼付してください）
- ☐ 現住所が確認できる身分証明書（下記のいずれか一つ）
 - ☐ 運転免許証のコピー（両面）
 - ☐ 監理技術者資格証のコピー（両面）
 - ☐ 住民票（マイナンバー記載がないもの）のコピー
 - ☐ マイナンバーカードのコピー（両面、マイナンバーをマスキングしたもの）
 - ☐ 在留カードのコピー

■送付先

※群馬・栃木・茨城・千葉・埼玉・東京・神奈川・山梨・長野以外にお住まいの方は、
送付先が異なりますのでご確認ください。

(↓切り取ってご利用ください)

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館

国土交通省 関東地方整備局 企画部 施工企画課
建設機械施工管理技術検定合格証明書交付窓口 宛

合格証明書 再交付申請書在中

再交付申請書の記入要領（★印の項目（又は箇所）は必ず記入して下さい。）

〇〇地方整備局長
お住いの地域を管轄する地方整備局を記入してください。

★ **氏名・ふりがな**
申請者の氏名を記入してください。身分証明書の表記と合っているか確認してください。
申請は合格者本人しかできません。

※旧氏(旧姓)の併記を希望する場合
氏名の横に(旧氏)を記入の上、旧氏が併記された以下の書類(コピー)を添付して下さい。
ただし、住民票の「旧氏」欄に記載がない場合は併記できません。取り消し線表記では不可。

・住民票
・マイナンバーカード
・運転免許証

いずれか一つ

★ **本籍** ※合格証明書に本籍は表示されません。
本籍地の都道府県名を記入してください。
例) 東京都、大阪府、北海道 など
なお、外国籍の方は国籍を記入してください。

★ **検定種目・区分**
合格した級、種目(建設機械施工管理)、種別、区分(技士/技士補)を記入してください。

合格証明書の交付年月日
合格証明書の最初の発行日を記入してください。

合格証明書番号
合格証明書の番号を記入してください。
※不明な場合は記入不要です。

★ **収入印紙**
収入印紙を貼付してください。
※2,200円分
※都道府県の収入印紙、収入証紙、切手、登記印紙は不可。

技術検定合格証明書 再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

申請日

令和 5 年 6 月 30 日

関東地方整備局長

殿

ふりがな

すずき たろう (たなか)

氏名

鈴木 太郎 (田中)

本籍(都道府県のみ)

埼玉県

※外国籍の方は、国名を記入してください

(〒 330 - 9724)

住所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

電話番号

090 - 9999 - 9999

※日中、連絡が取れる番号を記入してください(携帯電話可)

生年月日

平成 8 年 12 月 16 日

検定種目・区分

(級) 2級

(種目) 建設機械施工管理

(種別) 2種

(区分) 技士

合格証明書の交付年月日

平成 30 年 11 月 21 日

※不明の場合は記入不要

合格証明書番号

M12345678910

※不明の場合は記入不要

再交付申請の理由

☐ 滅失

☒ 損傷

合格証は自宅に保管していたが、令和5年12月に紛失していることに気がついた。その後、勤務先も確認したが発見されなかった。このため、2年前に転居した際に誤って処分してしまったものとする。

再発防止策

※再交付申請が2回目以降の場合は、必ず記入してください

原本は額装して自宅に飾っておく。

収入印紙

収入印紙

2000円

200円

貼付

【注意事項】

- 不正に取得した証明書を利用して経営事項審査の申請や建設業許可を受ける行為は6月以内の懲役又は100万円以下の罰金、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置する行為は100万円以下の罰金、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付にあたり合格証明書を偽造し申請する行為は懲役1年以上10年以下の刑罰が課される犯罪行為です。
- 滅失による再交付を受けた後に証明書が発見された場合は、発見された証明書を地方整備局等に返却する必要があります。
- 損傷による再交付を受ける場合は、損傷した合格証明書の返納が必要です。合格証明書の添付がないものは受理できません。
- 技術検定合格証明証の再交付は技術検定に合格した本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は受理できません。
- 再交付手数料として2200円の収入印紙の添付が必要です。消印をしたもの、添付のないもの、都道府県の収入印紙や郵便切手、登記印紙は受理できません。
- 本人及び住所確認書類として、以下①～⑤のいずれかの書類の添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。書換申請を同時に行う場合は併せて一部提出してください。

- ① 運転免許証のコピー(表面及び裏面。有効期限内のもの)
- ② 監理技術者資格者証のコピー(表面及び裏面。有効期限内のもの)
- ③ 住民票の写しの原本またはコピー(提出日時時点で市区町村の発行から6ヶ月以内のもの)
※個人番号(マイナンバー)の記載がある場合はマスキング(黒塗り)してください。
- ④ マイナンバーカードのコピー(表面のみ。カードの有効期限内のもの)
- ⑤ 在留カードのコピー(表面及び裏面。有効期限内のもの)

【注意】

● 証明書の再交付にあたっては、本人確認が必要となります。
身分証明書のコピーを提出してください。
身分証明書の提出がない限り、合格証明書の交付はできませんのでご注意ください。
【身分証明書】いずれか一つ **現住所が確認できるもの**
・運転免許証 ・マイナンバーカード(マイナンバーをマスキングしたもの)
・住民票(マイナンバーの記載がないもの)
・戸籍謄本 ・戸籍抄本
・監理技術者資格者証 ・在留カード
● **改ざん可能な筆記用具(鉛筆、消せるボールペン等)で記入された書類は無効となります。**

★ **申請日**
申請書を作成した日を記入してください。

★ **住所**
合格証明書の送付先となるため、必ず自宅の郵便番号と住所をご記入ください。
現住所が証明できる身分証明書を添付してください。

★ **電話番号**
申請者本人と日中確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。
申請内容について連絡することがあります。
連絡が取れない場合、受理できないことがあります。

★ **生年月日**
合格者本人の生年月日を記入してください。

★ **再交付申請の理由**
「滅失」か「汚損」に○を記入してください。
滅失または汚損した経緯を具体的に記入してください。
(いつ頃、どこで)
詳細が不明な場合は確認させていただくことがあります。

★ **再発防止策**
再交付申請が2回目以降の場合、再発防止策をご記入ください。
具体的に記入してください。
記入がない場合、受理できません。

技術検定合格証明書 再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

申請日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

関東地方整備局長

殿

ふりがな	
氏名	

本籍(都道府県のみ)		※外国籍の方は、国名を記入してください		
住所	(〒	—	)	
電話番号		—	—	※日中、連絡が取れる番号を記入してください(携帯電話可)
生年月日		年	月	日

検定種目・区分	(級)	(種目)	(種別)	(区分)	
		建設機械施工管理	・		
合格証明書の交付年月日		年	月	日	※不明の場合は記入不要
合格証明書番号					※不明の場合は記入不要

再交付申請の理由		滅失		損傷
再発防止策	※再交付申請が2回目以降の場合は、必ず記入してください			

※収入印紙貼付欄（2, 200円分）

都道府県の収入証紙や郵便切手は不可です。

申請者は消印をしないでください。

貼りきれない場合は、欄外に貼付してもかまいません。

【注意事項】

- 不正に取得した証明書を利用して経営事項審査の申請や建設業許可を受ける行為は6月以内の懲役又は100万円以下の罰金、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置する行為は100万円以下の罰金、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付にあたり合格証明書を偽造し申請する行為は懲役1年以上10年以下の刑罰が課される犯罪行為です。
- 滅失による再交付を受けた後に証明書が発見された場合は、発見された証明書を地方整備局等に返却する必要があります。
- 損傷による再交付を受ける場合は、損傷した合格証明書の返納が必要です。合格証明書の添付がないものは受理できません。
- 技術検定合格証明証の再交付は技術検定に合格した本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は受理できません。
- 再交付手数料として2200円の収入印紙の添付が必要です。消印をしたもの、添付のないもの、都道府県の収入証紙や郵便切手、登記印紙は受理できません。
- 本人及び住所確認書類として、以下①～⑤のいずれかの書類の添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。書換申請を同時に行う場合は併せて一部提出してください。
 - ① 運転免許証のコピー(表面及び裏面。有効期限内のもの)
 - ② 監理技術者資格者証のコピー(表面及び裏面。有効期限内のもの)
 - ③ 住民票の写しの原本またはコピー(提出日時点で市区町村の発行から6ヶ月以内のもの)
※個人番号(マイナンバー)の記載がある場合はマスキング(黒塗り)してください。
 - ④ マイナンバーカードのコピー(表面のみ。カードの有効期限内のもの)
 - ⑤ 在留カードのコピー(表面及び裏面。有効期限内のもの)
- ※旧姓の併記を希望する場合は、上記①③④のうちいずれか旧姓の併記があるものを添付してください。(変更履歴不可)
- 本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。本人の住所以外が記載されたものは受理できません。
- 前回交付時から氏名に変更のある場合は、書換申請を同時に行う必要があります。
- 再交付申請の理由が滅失、損傷以外のものは受理できません。
- 滅失による再交付申請の場合、理由の欄に滅失の際の具体的な状況が記載されていないものは受理できません。
- 再交付理由に疑義がある場合、申請者本人に対し地方整備局等に出頭し事情の説明を求めます。
- 再交付申請が2回目以降の場合は、再発防止策の記載が必要です。記載のないものは受理できません。
- 合格証明書の交付者に係る個人情報、証明書の交付に関する事務のほか、公共工事の発注者における建設業者の資格審査等に使用することがあります。